

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その92)

厚生年金の支給開始年齢について

Q

私は、昭和30年8月2日生まれの男性で、国の厚生年金は62歳から支給開始となりますが、60歳で定年のため、無年金の間の生活について、どのようにするか悩んでいます。こういった選択があるのでしょうか？

A

あなたの場合、国の老齢厚生年金は62歳から報酬比例部分が支給され、65歳から老齢基礎年金が支給されます。60歳以降の無年金期間について、60歳以降在職した場合は、給与収入のほかに、条件があれば雇用保険から高年齢雇用継続給付が支給されます。ただし、62歳以降も引続き勤務された場合、報酬によっては年金の一部または全額停止になる可能性もあります。在職しない場合は、失業給付を受けたり、厚生年金を繰上げて62歳より前に受給することが可能です。

また、東洋紡の企業年金を受給することも可能です。東洋紡の企業年金の支給開始年齢は、生年月日に関係なく、全員60歳から支給開始になります。60歳以降在職または失業給付を受給しても、東洋紡の企業年金は全額支給されます。

厚生年金の支給開始年齢

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男性：昭28.4.2～昭30.4.1生まれ 女性：昭33.4.2～昭35.4.1生まれ	年金空白期間	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)			老齢厚生年金	老齢基礎年金
男性：昭30.4.2～昭32.4.1生まれ 女性：昭35.4.2～昭37.4.1生まれ	年金空白期間		特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)	老齢厚生年金	老齢基礎年金	
男性：昭32.4.2～昭34.4.1生まれ 女性：昭37.4.2～昭39.4.1生まれ	年金空白期間			特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)	老齢厚生年金	老齢基礎年金
男性：昭34.4.2～昭36.4.1生まれ 女性：昭39.4.2～昭41.4.1生まれ	年金空白期間				特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)	老齢厚生年金 老齢基礎年金
男性：昭36.4.2以降生まれ 女性：昭41.4.2以降生まれ	年金空白期間					老齢厚生年金 老齢基礎年金

<注意> 支給開始年齢に到達しても…
在職中で厚生年金保険の被保険者である場合 ⇒ 報酬によっては、年金の一部または全部が停止されます。
失業給付受給中の場合 ⇒ 年金は全額停止されます。

60歳以降の年金空白期間の選択について

◆ 在職する

在職による収入と、条件に当てはまれば、雇用保険から高年齢雇用継続給付が支給されます。
高年齢雇用継続給付……60歳以降に継続雇用となり、60歳時の賃金と比べて75%未満に低下したとき、支給されます。
(低下率によって支給率が変わり、最大で低下率61%未満の場合、新賃金の15%が支給されます。)

◆ 失業給付を受給する

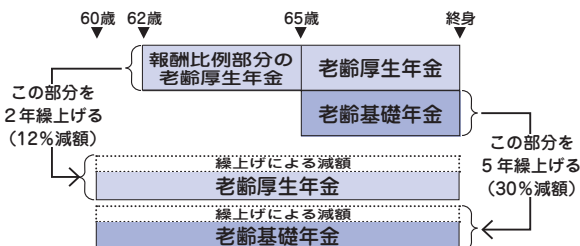
失業給付……離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12カ月以上あれば、受けられます。
(勤続が20年以上の場合で、150日支給されます。)

◆ 年金を繰上げる

60歳以降の希望する時期に、繰上げて年金を受けることができます。
報酬比例部分の老齢厚生年金を繰上げて受給する場合、老齢基礎年金も同時に繰上げて受給することになります。
ただし、年金を繰上げ受給して在職している場合は、報酬によっては年金の一部または全部が停止されます。
また、失業給付を受給した場合は年金が全額停止になります。

(例) 60歳から同時繰上げた場合

老齢厚生年金(報酬比例部分)を1年繰上げ ⇒ $0.5\% \times 24 \text{カ月} = 12\%$
(62歳時の年金を100%としたら、12%の減額)
老齢基礎年金を5年繰上げ ⇒ $0.5\% \times 60 \text{カ月} = 30\%$
(65歳時の年金を100%としたら、30%の減額)



◆ 東洋紡の企業年金を受ける

勤続20年以上の方は、退職金の一部を年金化することが可能です。
東洋紡の企業年金は、国の支給開始年齢に関係なく、60歳から全額支給になります。
また、60歳以降に在職したり、失業給付を受給したとしても、年金は支給停止されません。

<前回の訂正> 産前産後休業中の賃金の説明に誤りがありました。
(誤)「準月額者以外は、健康保険の出産手当金が支給される」→(正)「給与が支給されない人は、健康保険の出産手当金が支給される」